

体育文化館横新公園バスバースの利用規程

1. 目 的

佐世保市体育文化館利用者の利便性向上のため、バスなどの大型輸送車両を効率よく運行させるため体育文化館横新公園大型バス引込み乗降用停車場（以下「バスバース」という。）の利用規程を次のように定めるものとする。

なお、従来の市道への停車乗降車両による交通渋滞及び隣接住民による苦情などの解消にも努めるものとする。

2. 停車乗降りの時間

バスバースの停車時間は乗降時前後 1 時間を限度とする。

3. バスバースの利用許可車両

- ① 大会、イベント等（別紙大会名参照）の利用による大型バス、マイクバスなどの大型輸送車両。
- ② 高さ制限 2.3m 以上の車両で体育文化館への用具搬送等の車両。
- ③ 体育文化館の利用を目的とした特殊車両等。
- ④ その他、管理者が承知した車両。
- ⑤ 緊急車両及び緊急を要する車両。

以上⑤以外は、いずれも体育文化館利用者を輸送するもの。

4. 利用の手順、要領

- ① バスバースを利用する団体は、体育文化館の使用申請時に別紙申請書（様式 1）により申し出ることとする。
- ② バスバースを利用する団体の責任者において、申請時に記載した大型車両の出入り等を管理することとする。
- ③ 開錠、施錠及び車両の入出の誘導管理までを行うものとする。

5. 利用許可場所

新設した、新公園側バスバーススペースとする。（体育文化館の玄関ロータリーは消防法上の誘導避難場所となっており除外する。）

利用台数は大型バス 3 台または、マイクロバス 6 台を限度とする。

6. 注意事項

- ① 利用者による乗用車については、地下駐車場を利用することとして、大型の輸送車両以外はバスバースの利用はできないものとする。
- ② 他のバスバースの目的以外には基本的には開放しないこととする。

上記規程は、平成 15 年 8 月 15 日より施行する。

[別紙] 3-①の大会名

体育室利用者

- a. 佐世保市中学校体育大会選手、応援者のバスで昇降及び駐車
- b. 県高校総合体育大会選手、応援者のバス昇降及び駐車
- c. 佐世保市婦人ページェント参加者昇降
- d. プロレス興業等使用時の昇降及び駐車
- e. 保育園等の運動会昇降及び駐車
- f. 身障者イベント、風船バレー大会バスケットボール大会昇降及び駐車
- g. バスケットボール、バレーボール等の日本リーグ昇降及び駐車
- h. 市内、県、九州バレー、バスケットボール等の各種大会昇降及び駐車
- i. 佐世保市消防署防火フェスタ
- j. 西九州マーチングフェスタ

5階ホール使用

- a. コンサート発表会2台
- b. 市民演芸講座人形劇
- c. 各種のピアノ発表会
- d. 市民大正琴
- e. トモジャズ発表会
- f. 幼稚園、保育園おゆうぎ発表会
- h. 保立歌唱団トラック
- i. エレクトーン発表会
- j. 市民劇団オペラ
- k. 市内高等学校演劇発表会

運用のフローチャート

